

会 議 録

| | | | | | | | |
|--|--|------|------|------|-----|-----|-----|
| 《会議名称》平成28年度 第3回岸和田市景観審議会 《開催日時》平成29年1月26日(木)15:00~17:45 《開催場所》岸和田市立公民館(堺町) 多目的ホール | 承認 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">会長</td> <td style="width: 33%;">岸田委員</td> <td style="width: 33%;">坂井委員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2/4</td> <td style="text-align: center;">2/4</td> <td style="text-align: center;">2/3</td> </tr> </table> | 会長 | 岸田委員 | 坂井委員 | 2/4 | 2/4 | 2/3 |
| 会長 | 岸田委員 | 坂井委員 | | | | | |
| 2/4 | 2/4 | 2/3 | | | | | |

《出席者》(景観審議会委員出欠状況)

| 大野委員 | 岡田委員 | 奥委員 | 加我委員 | 岸田委員 | 小池委員 | 坂井委員 | 田委員 | 西川委員 | 平田委員 | 藤田委員 | 堀田委員 | 行委員 | 頼友委員 |
|------|------|-----|------|------|------|------|-----|------|------|------|------|-----|------|
| ○ | × | ○ | × | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

(委員14名中、11名出席)

岸和田市)大井まちづくり推進部長
 事務局)都市計画課 山田、高橋、小山、中島、滝元
 傍聴者)1名

《概要》

- 議題第1号 平成28年度こころに残る水辺景観の推薦について
- 議題第2号 こころに残る景観資源発掘プロジェクトの展開について
- 議題第3号 景観条例等の見直しについて

《内容》

1. 開会

- 岸和田市景観審議会規則第6条第2項の規定に基づき、審議会の成立を確認。

2. 挨拶

- 大井まちづくり推進部長挨拶
- 藤田会長挨拶

3. 議案

議題第1号：平成28年度こころに残る水辺景観の推薦について

〔結論〕

推薦する水辺については、以下に記載の通り、各種ご意見をいただき、原案どおり承認された。

- (案1) 「岸和田城の水辺」
- (案2) 「久米田池の幻想的なハーモニー」
- (案3) 「蜻蛉池公園大池の水鏡」
- (案4) 「積川町・水路のある古の町並み」
- (案5) 「意賀美神社横・雨降りの滝」
- (案6) 「大沢町・サギも降り立つ棚田」

〔質疑応答〕

(委員) 発掘委員会で議論した内容や、推薦候補となった水辺同士の評価の差について教えてもらいたい。

(事務局) 「岸和田城の水辺」は、他と大きく差を開けて1位となった。
 「積川町・水路のある古の町並み」についても発掘委員会では5段階で4.5以上と高評価であった。
 その他、「蜻蛉池公園大池の水鏡」については近似箇所複数応募があり、推薦箇所としてはひとつとして、複数の応募情報を元に総合的に評価したほうが良い等の意見があった。

(委員) 発掘委員会の評価項目については、「A 現状評価」および「B 将来に期待する効果」があるが、どのような意図か？

(事務局) 第1回景観審議会にてお示ししたが、発掘委員会では、実施要領第7条第3項別表2「視点と評価」に基づき審査することとなっていた。
 実施要領に基づき審査をする上でのひとつの手段として、別表2の各項目をA 現状に対する評価とB 将来に期待する効果に振り分け5段階評価をする様式とした。
 また、現地確認の際判別できない項目を除外した上で、

①「アクセス環境」や⑥「聴覚や嗅覚などの感覚に心地よさを与えている場となっているか」のふたつの項目を追加するなどの工夫をしている。

〔主な意見〕

- (委員) 推薦箇所のうち、人口が少ないエリアの資源についても推薦されており、単なる写真をメインとした投票結果のみでなく、発掘委員会による現地確認などでの評価が結果に結びついており、非常に良いと感じた。
- (会長) 発掘委員会委員も兼ねていたため強調するが、今回から審査に総合評価方式を取り入れたが、機械的に採点したわけではない。
まちかど審査による基礎点と発掘委員会の評価点の重み付け等も話し合いで決めるなど、基本的には議論しつつ審査にあたって考えている。
- (委員) 私も発掘委員会委員をしていたので、感想を述べると、現地確認では、写真で感じた魅力だけでなく色々な要因が加味されより水辺の魅力が感じられた。
- (委員) 私も発掘委員会委員をしていたので感想を述べると、写真ではひとつの視点から見ているが、実際の現地では色々な角度から水辺を見ることが出来て、非常に感銘を受けたことや、写真の季節外に訪れたことで、新たな魅力も感じられたことなどが高い評価を付けた理由のひとつでした。
- (委員) 景観というものをすべて数値化することは困難だが、総合評価方式などを用い、非常に客観性のある指標の元に審査した点については、プロジェクトの質の向上が伺えた。
- (会長) 「水辺」は過去の樹木やみちと違い、応募写真から受けた印象と、現地を訪れたときの印象が悪いほうに乖離することはなかった。
考えられる理由は、写真では樹木の大きさやみちの距離感を捕らえることが難しいが、水辺というのは有る程度広がりを持つ景観であり、写真で写した場合でもそのスケール感が捉えやすいからと推測できる。
- (委員) 市民の皆さんにもここに残る景観資源を実際に見てもらえるようなきっかけ作りをするとういのではないかと。
- (委員) 「岸和田城の水辺」に関連して、岸和田城は過去に図書館として建設・利用された事実があるが、岸和田らしい景観のシンボルとして、もっと城郭としての発信をしていくべきではないかと。

議題第2号「ここに残る景観資源発掘プロジェクトの展開について」

〔議題概要及び論点〕

これまでのここに残る景観資源発掘プロジェクト全5回における取組の検証を行なった。
検証結果を踏まえ、より良い景観啓発に繋がる今後のプロジェクトの展開について、委員から意見聴取を行なった。

〔主な意見〕

- (委員) 景観啓発の目標は、発掘した景観資源を適正に保全をすること、さらに地域活性化に活用していくことの二点と考える。
ここに残る樹木の到達点の一つとしては、景観重要樹木への位置づけがあるが、“適正な保全と活用”の為には、樹木以外の資源についても最終的に何らかの行政による制度上の位置づけが必要と考える。
しかし、現在は景観資源というものを市民の皆さんが再認識したという段階なので、現段階で有効な景観啓発手段としては、景観条例に基づく大規模建築物の指導・助言等の際に、行為地のそばに指定した資源等があった際には配慮を求めるなどの方法に加え、ひとまず現地での指定物件表示をすると良いのではないかと。〔補足：ここに残る樹木は現地表示有〕
- (委員) 総合評価にも繋がる話だが、プロジェクトの応募者の年齢ではなく、居住年数を把握することで、住んでみて良いと思う景観と、瞬間的に良いと思う景観の違いが見えてくるのではないかと。
- (委員) 今後の展開を考えるに当たっての視点として2つ考えられる。
ひとつは景観啓発イベントとしての質を上げていく視点。
二つめは、通年の募集や指定を契機とし、実際に住民が資源の保全や活用に向けてアクションを起こしていくような仕組みを整える視点。
後者については、小学校の遠足の目的地に提案するなど考えられるのではないかと。

- (会 長) 久米田池等は住民による維持管理活動が盛んだが、景観の観点からどう応援するか、また、資源毎に知名度の差があるため、ひとまず認知度の向上が最優先であるとか、維持管理に発展させるだとか、資源ごとに目標設定が違ってくると思われる。
- (委 員) これまで、応募物件の展示や景観意識調査の方法の試行錯誤、景観資源をめぐるツアーの検討など、紆余曲折があったが、プロジェクトも6年経過した今、景観法に対する位置づけなど一歩進んだ目標設定が望まれると感じている。
- (委 員) 過去にみち景観募集の際、付随して応募があるかと期待した“まちなみ”景観について、中々応募がされてこなかった。
今後まちなみ景観はテーマとしてきちっと設定する必要があると感じた。
- (委 員) 過去の検証および今後の予定を見ると、岸和田市はずいぶん多彩に景観啓発を行なっていると感じた。
景観法の活用等で課題はあるが、出来るところから手をつけていて良いと思う。
- (委 員) こころに残る景観資源発掘プロジェクトは、ユニークな岸和田独自の展開を見せており、資源もまだまだ出ると予想できるため、続けてやっていく必要があると考えている。

議題第3号「景観条例等の見直しについて」

〔議題概要及び論点〕

平成29年第1回岸和田市議会定例会に上程予定の景観条例等の改正(案)に関して事務局より報告した。
景観法制定から10年経過したこと等を踏まえ、国では景観関連制度について幅広く点検・検証し、景観の創出と保全の両面から、景観行政を一步前へ踏み出す取り組みが行われている。
岸和田市においても景観法の届出対象や、規模の見直し等の検討を行ないたいと考えており、審議会では、今回の条例改正に留まることなく、さらに充実検討が望まれる事項について幅広い意見を求めた。

〔主な意見〕

- (委 員) 景観条例に基づいた保全施策は、保全の枠組みを作りやすい建造物などにしか言及されていないように思う。
しかし、水辺や棚田といった市街化調整区域内の景観も実は耕作放棄などで景観が阻害されるケースもある。
現在の景観条例に基づく取り組みでは、団体活動助成などでカバーできる部分もあるが、市民が守りたいと思っている対象が保全施策から漏れてしまう可能性が大きい。
本来景観は、人が作る都市景観と、非常に長い時間をかけて培われてきた自然景観の複合でありどちらも保全が必要なものである。
今後、景観条例が、そういった人工的な都市景観と農村景観を含む自然景観を全体的に保全していく切り口になればと思っている。
- (委 員) 景観重要樹木等に指定を予定しているが、本来プロジェクトの主旨は市民が楽しめる景観を発掘し保全することと考えていた。
景観重要樹木の指定外となった樹木やその他資源についても景観上重要な資源であると認識しているため、今後様々な形でPRし保全を推進してもらいたい。
- (委 員) 補助金等の支援策については、支援策の意義や対象となる取り組み内容について、明確・容易に示すことで、補助金の積極的な利用が見込まれ、保全目的に資するのではないかと。
書き方として、“強い私権制限をかけて保全するとまでは行かないが、一定の保全支援策である”または“既に失われているが、歴史的な風情を住民が再生していこうとする取り組みへの支援”などがあるかと思う。

4. その他

- (1) 報告事項：岸和田らしさを目指した景観形成ガイドラインⅠの更新について
- (2) 次回審議会のスケジュール…平成29年度早々に開催予定

以上